

給与明細書

事業場名： _____ 氏名： _____ 支給する月（賃金計算期間）： _____ 支給日： _____

区分	項目	時間・日数	金額（円）	計算のしかた・メモ
勤怠	労働日数			
勤怠	労働時間数			
勤怠	うち深夜労働時間数（22時～5時）			
勤怠	時間外・休日労働時間数			
勤怠	年次有給休暇（取得日数／残日数）			
支給	基本給			
支給	深夜割増賃金			
支給	時間外・休日割増賃金			
支給	年次有給休暇の賃金			
支給	手当（ ）			
支給	通勤手当（非課税分）			
支給	総支給額			
控除	健康保険料			
控除	厚生年金保険料			
控除	雇用保険料			
控除	社会保険料の計			
控除	（参考）課税対象額			
控除	所得税（源泉徴収税額）			
控除	住民税			
控除	その他の控除（ ）			
控除	控除額合計			
差引	差引支給額			

- 給与を支払うときは、支給額と源泉徴収した所得税の額などを書いた支払明細書を、支払を受ける人に渡します（所得税法231条・同法施行規則100条）。社会保険料・雇用保険料を給与から控除したときは、控除額を本人に知らせます（健康保険法167条3項・厚生年金保険法84条3項・労働保険徴収法32条）。
- 労働基準法41条により、農業に従事する人は時間外・休日の割増賃金の規定が適用されませんが、深夜（22時～5時）の割増賃金は必要です。農産物の販売・加工が主な事業場の人や、外国人技能実習生は扱いが異なります。
- 雇用保険料率と源泉徴収税額表は年度・年分ごとに変わります。その時点の料率表・税額表で計算し、わからない点は税理士・社会保険労務士や税務署に確かめてください。記入例の氏名・金額は架空で、住民税の額も架空です。